

制限付一般競争見積合わせを下記のとおり執行する

制限付一般競争見積合わせ公告

制限付一般競争見積合わせを執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年7月10日

高槻市長 濱田 剛史

制限付一般競争見積合わせ要綱

1 契約名称	窓口番号案内システム導入・運用保守業務委託及び窓口番号WEBシステム利用契約	
2 履行場所	高槻市役所及び本市が指定する場所	
3 業務概要	高槻市役所本館及び総合センターの1階に窓口番号WEBシステムを利用した窓口番号システムを導入する業務及び運用保守業務一式	
4 履行期間	契約締結日から令和11年12月31日まで (ただし、契約期間内において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。その場合、本市及び落札者ともに、その相手方に対して損害の賠償は求めないものとする。)	
5 見積合わせ参加資格	(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2)本市の令和8年度入札参加資格者名簿に登録されていること。 (3)高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。 (4)直近3年度以内に政令指定都市又は中核市の自治体への窓口番号案内システム導入実績が2団体以上あること。	
6 見積合わせ参加申込必要書類	(1)制限付一般競争見積合わせ参加申込書(様式第1号) (2)実績調書(様式第2号)	
7 申込書、仕様書等の取得方法	市ホームページよりダウンロードすること。(市ホームページ>事業者向け>入札・契約>入札・契約>契約検査課実施分以外の入札等>発注案件情報(総務部)>窓口番号案内システム導入・運用保守業務委託及び窓口番号WEBシステム利用契約に関する制限付一般競争見積合わせについて)	
8 見積合わせ参加申込書の提出	(1)提出方法	上記「6 見積合わせ参加申込必要書類」を市ホームページからダウンロード、作成の上、市民課へ持参又は書留(簡易書留含む)による郵送により提出。
	(2)提出場所	高槻市桃園町2番1号 総務部市民課
	(3)提出期間 (土・日・祝日は除く)	令和8年7月10日 午後1時から 令和8年7月28日 午後5時まで
9 見積合わせ参加資格の審査	見積合わせ参加申込書類により見積合わせ参加資格を審査し、その結果を令和8年7月30日までにメールにて通知する(見積書及び委任状は当該通知と合わせて送付する)。また、見積合わせ参加資格を認めないものには理由を付して書面にて通知する。	
10 予定価格	非公開	
11 最低制限価格	未設定	
12 質疑受付	(1)受付方法	高槻市簡易電子申込サービスでのみ受け付け(リンクの掲載場所は申込書、仕様書等の掲載ページと同じ)、電話等口頭による質疑は不可。
	(2)受付期間	令和8年7月10日午後1時から令和8年7月17日午後1時まで
	(3)回答日時	令和8年7月23日 午後1時から 市ホームページで公表
13 見積合わせ成立の条件	見積合わせ開始時刻到来時に参加者数が2者以上の場合、見積合わせ成立とする。	
14 支払条件	前金払:無 部分払:無	
15 保証金	(1)見積合わせ保証金	免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは違約金として、契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。
	(2)契約保証金	必要 契約金額の5パーセント以上。 ただし、高槻市財務規則第117条に該当する場合は免除とする。

16 見積合わせ日時等	(1)見積合わせ日時 令和8年8月4日 午前10時00分 (2)見積合わせ実施場所 高槻市役所本館4階 入札室 (3)開札 見積合わせ終了後直ちに見積合わせの場所において行う。
17 見積合わせ時の注意事項	(1)課税業者であるか免税業者であるかに関わらず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 (2)見積合わせ日には、契約の際に使用する印鑑を持参すること。なお、代理人による見積合わせの場合は委任状及び代理人の印鑑を持参すること。 (3)委任状の代表者欄に押印する印鑑は契約の際に使用する印鑑を使用すること。
18 落札者の決定方法	(1)開札の結果、有効な見積書のうち、見積金額の合計が予定価格に110分の100を乗じて得た金額の範囲内であり、かつ全契約期間金額計算欄の合計が最低金額の者を契約予定業者とする。 (2)契約予定業者の見積書の各項目の金額が、予定価格の各項目の金額に110分の100を乗じて得た金額を下回っていればその単価を採用し、上回った場合はその項目について減価交渉を行う。 (3)落札となるべき価格の見積をした者が複数の場合、抽選して落札者を決定する。
19 契約書	本市の定める様式により作成を要する。
20 無効の見積	(1)本要綱に示した見積合わせに参加する資格のない者及び虚偽の申込を行った者による見積、並びに競争入札心得に示した条件等、見積合わせに関する条件に違反した見積。 (2)委任状の提出がない代理人による見積。 (3)見積合わせ参加時点までに高槻市が定める指名停止基準に該当することとなった場合、その者は見積合わせ参加資格を失うものとし、見積合わせを行った場合は無効とする。 (4)見積金額、見積者の氏名、その他見積書の主要部分に不備がある見積または判読できない見積。 (5)その他不正行為により見積合わせを行ったと認められる見積。
21 その他	(1)見積合わせ執行日に欠席又は遅刻した場合は棄権したものとみなす。 (2)本要綱に係る申込及び見積合わせ参加申込書の提出に係る費用は見積合わせ参加者の負担とし、提出された書類の返却は行わない。 (3)令和9年1月分の運用保守費用については、見積書に記載の月額単価を31で除し運用開始日から1月31日までの日数を乗じた金額を本市に請求するものとする。なお、請求金額に端数が生じた時は切り捨てること。

※上記条件は全て公告日現在におけるものとする。
 問合せ先 高槻市桃園町2番1号
 高槻市 総務部 市民課
 電話 072-674-7052
 高槻市ホームページ <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>